

知つておきたい 保険のはなし

この機会に、保険料だけではなくご契約内容の確認を！

vol.29

年末調整

今年も残り一ヶ月、そろそろ年末調整の時期となりましたので、今月は「生命保険料控除」と「地震保険料控除」についてお話ししたいと思います。

そもそも年末調整とは、1月1日～12月31日までの一年間に受取った給与・賃金、および源泉徴収された所得税について、勤務先などが年末に再計算して所得税の過不足を調整することです。

「生命保険料控除」は、平成22年に新しい制度に改正されました。制度の改正により、「一般生命保険料」「個人年金保険料」「医療介護保険料」の3つの控除枠に変更され、それぞれの控除枠の適用限度額も変更されるとともに、制度全体の合計適用限度額も変更されました。この改正は平成24年1月1日以降が契約日の新規契約や、それ以降が更新日の自動更新契約（特約を含む）、途中付加日がそれ以降で特約の保障を追加した契約が新しい制度の対象となります。一年間に払った保険料に応じて、所得税では最高12万円（住民税最高7万円）の控除が受けられます。

契約日が平成23年12月31日以前で前記に該当しない契約は、従来と同じ「一般生命保険料」「個人年金保険料」の2つの控除枠になり、所得税では最高10万円（住民税最高7万円）の控除が受けられます。

新旧両方の制度が対象となる場合は、それぞれの契約を新旧両方の制度の控除枠ごとに分類して保険料を計算し、それとの控除額の上限に注意して各控除額と全体控除額を決定します。

「地震保険料控除」は、契約者や契約者と生計を共にする配偶者、もしくは親族が所有する常時住宅として使用されている居住用の建物、またはその建物に収容されている生活用の家財の地震保険（地震火災特約を含む）が対象となります。その控除額は所得税では最高5万円（住民税最高2万5千円）です。控除証明書が送られてくるこの時期に、支払っている保険料だけではなく、是非ご加入されているご契約の内容を確認されることをお勧めいたします。



アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役CEO 松澤 誠

私は地元顧客にて25年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元に貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通して皆さんの生活のお役に立てる機会ができたことに心より感謝申し上げます。保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。